

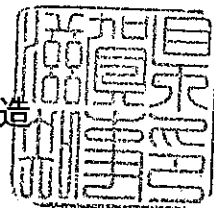
滋 水 第 737 号

令和8年(2026年)9月2日

琵琶湖海区漁業調整委員会

会 長 谷 口 孝 男 様

滋賀県知事 三日月 大造



刺網漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項および滋賀県漁業調整規則（令和2年滋賀県規則第103号）第11条第3項の規定に基づき、刺網漁業の許可の制限措置および許可または起業の認可を申請すべき期間について、貴委員会の意見を問います。

刺網漁業の許可の制限措置の内容等について

刺網漁業の許可の有効期間が令和8年10月31日をもって満了するため、新たな制限措置の内容、許可の条件、許可または起業の認可を申請すべき期間、および許可の有効期間の満了日を定めたい。（うち委員会への諮問事項は、新たな制限措置の内容および許可または起業の認可を申請すべき期間。）

1. 許可の切り替えに向けて

- ・ 漁業許可の切り替えにあたっては、漁業者の漁獲実績や資源状況等を考慮して、制限措置の内容を見直すこととしており、令和8年7月から8月にかけて、県内の漁業協同組合および生産組合に対して許可申請を希望する漁船（漁業者）についての調査を実施^{※1}したところ。
- ・ 調査の結果、許可申請を希望する漁船（漁業者）の数は下表のとおりとなった。

漁業種類	刺網漁業
現在の許可の定数	550
現在の許可数（A）	353
希望調査結果（B）	293
（B）-（A）	△60

※1 漁協または生産組合に未加入の者には希望調査を行っていない。これらの者で現在当該漁業許可を有しているのはのべ6隻（者）。

2. 新たな制限措置の内容

- ・ 刺網漁業の制限措置については、裏面表のとおりとする。なお、許可の定数については、従来から、希望調査の結果を基に、魚類資源の保護培養と新規漁業者の参入の促進の両立が図られる数としている。今回も同様の考え方にに基づき、現定数の「550隻（者）以下」から、「**340隻（者）以下**」^{※2}に変更することとする。

※2 希望調査の結果である293隻（者）に、農業水産業基本計画の目標値である令和8年～令和12年までの新規漁業就業者数20人が各2隻ずつ許可を取得することを可能とする定数として算出

3. 許可の条件

- ・ これまでと同様に「次の区域では、網丈が3メートル以上の刺網を用いて操業してはならない。琵琶湖大橋堅田行き車線の車線区分線から北側へ500メートルの距離の線以南の琵琶湖および瀬田川」とする。

4. 許可または起業の認可を申請すべき期間

- ・ 令和8年9月15日から令和8年10月15日までとする。

5. 許可の有効期間の満了日

- ・ 令和13年10月31日とする。

表 新たな制限措置の内容

漁業種類	船舶等の数 または 漁業者の数	船舶の 総トン数	推進機関 の馬力数	操業区域	漁業時 期	漁業を 営む者の 資格
刺網漁業 (荒目小糸網) (動力漁船を 使用するもの)	<u>340 隻(者)</u> <u>以下</u>	—	—	規則別表第 1 に 掲げる区域(琵琶湖大橋堅田行 き車線の車線区 分線から両側へ 200 メートルの 距離の線と湖岸 線によって囲ま れた区域を除 く。)	12 月 1 日 から 翌 年 9 月 30 日 まで	滋賀県に 住所を 有する者
刺網漁業 (荒目小糸網) (動力漁船を 使用しないもの)		—	—	規則別表第 1 に 掲げる区域(琵琶湖大橋堅田行 き車線の車線区 分線から両側へ 200 メートルの 距離の線と湖岸 線によって囲ま れた区域を除 く。)	12 月 1 日 から 翌 年 9 月 30 日 まで	滋賀県に 住所を 有する者
刺網漁業 (細目小糸網) (動力漁船を 使用するもの)		—	—	規則別表第 1 に 掲げる区域(琵琶湖大橋堅田行 き車線の車線区 分線から両側へ 200 メートルの 距離の線と湖岸 線によって囲ま れた区域を除 く。)	周年	滋賀県に 住所を 有する者
刺網漁業 (細目小糸網) (動力漁船を 使用しないもの)		—	—	規則別表第 1 に 掲げる区域(琵琶湖大橋堅田行 き車線の車線区 分線から両側へ 200 メートルの 距離の線と湖岸 線によって囲ま れた区域を除 く。)	周年	滋賀県に 住所を 有する者

滋賀県告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、滋賀県漁業調整規則（令和2年滋賀県規則第103号。以下「規則」という。）第4条第1項第3号に規定する刺網漁業の制限措置および許可または起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定め、令和 年 月 日から施行する。

年 月 日

滋賀県知事 三日月 大造

1 制限措置

漁業種類	船舶等の数 または漁業者の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
刺網漁業 （荒目小糸網）（動力漁船を使用するもの）	340 隻（者） 以下	—	—	規則別表第1に掲げる区域（琵琶湖大橋堅田行き車線の車線区分線から両側へ200メートルの距離の線と湖岸線によって囲まれた区域を除く。）	12月1日から翌年9月30日まで	滋賀県に住所を有する者
刺網漁業 （荒目小糸網）（動力漁船を使用しないもの）		—	—	規則別表第1に掲げる区域（琵琶湖大橋堅田行き車線の車線区分線から両側へ200メートルの距離の線と湖岸線によって囲まれた区域を除く。）	12月1日から翌年9月30日まで	滋賀県に住所を有する者
刺網漁業 （細目小糸網）（動力漁船を使用するもの）		—	—	規則別表第1に掲げる区域（琵琶湖大橋堅田行き車線の車線区分線から両側へ200メートルの距離の線と湖岸線によって囲まれた区域を除く。）	周年	滋賀県に住所を有する者
刺網漁業 （細目小糸網）（動力漁船を使用しないもの）		—	—	規則別表第1に掲げる区域（琵琶湖大橋堅田行き車線の車線区分線から両側へ200メートルの距離の線と湖岸線によって囲まれた区域を除く。）	周年	滋賀県に住所を有する者

2 申請期間 令和8年9月15日から令和8年10月15日まで

刺網漁業の許可の基準

滋賀県漁業調整規則（令和２年滋賀県規則第 103 号。以下「規則」という。）第 4 条第 3 号に掲げる刺網漁業について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 5 項および規則第 11 条第 5 項に規定する基準を次のとおり定める。

第 1 条 刺網漁業に係る許可または起業の認可（以下「許可等」という。）の申請が、許可等をすべき船舶の数を超えた場合には、次のとおり優先順位に従って許可等をする者を定める。

（１）第 1 位 次のア、イのいずれにも該当する場合（第 4 号に該当する場合を除く。）。

ア．当該漁業の許可を受けた者であって、その許可の有効期間の満了日以降において引き続き当該漁業を営むために申請する者が、許可を受けた漁船と同一の船または代船により申請する場合。

イ．当該漁業の許可を受けた者であって、その許可の有効期間中、操業の実績がある者。

（２）第 2 位 次のア、イのいずれかに該当する場合。

ア．当該漁業の許可を受けた者の従事者であって、その許可の有効期間の満了後に従前の許可と同一の船舶を使用する権利を取得して漁業を営むために申請する者（第 4 号に該当する場合を除く。）。

イ．国または県の漁業研修制度を活用し、当該漁業の漁業者として自立を図ろうとする者。

（３）第 3 位 本条第 1 号および 2 号に該当しない者であって、当該漁業以外の漁業を 1 年間に 90 日以上営んでおり、操業の実績がある者。

（４）第 4 位 第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当する者であって、複数の船舶を用いて当該漁業を営むために新たに申請する者。

（５）第 5 位 第 1 号から第 4 号のいずれにも該当しない者。

第 2 条 前条の規定において同順位となる者があった場合は、法第 58 条において読み替えて準用する同法 42 条第 6 項および規則第 11 条第 6 項の規定に基づき、公正な方法でくじを行い、許可等をする者を定めるものとする。

附則

この基準は、令和 6 年 6 月 12 日から施行する。

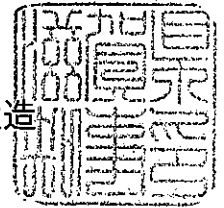
滋 水 第 738 号

令和8年(2026年)9月2日

琵琶湖海区漁業調整委員会

会 長 谷 口 孝 男 様

滋賀県知事 三日月 大造



引縄釣漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項および同法第46条第2項の規定ならびに滋賀県漁業調整規則（令和2年滋賀県規則第103号）第11条第3項および同規則第15条第2項の規定に基づき、引縄釣漁業の許可の制限措置、許可または起業の認可を申請すべき期間および許可の有効期間の満了日について、貴委員会の意見を問います。

引縄釣漁業の許可の制限措置の内容等について

引縄釣漁業の許可の有効期間が令和8年10月31日をもって満了するため、新たな制限措置の内容、許可の条件、許可または起業の認可を申請すべき期間および許可の有効期間の満了日を定めたい。（うち委員会への諮問事項は、新たな制限措置の内容、許可または起業の認可を申請すべき期間および許可の有効期間の満了日。）

1. 許可の切り替えに向けて

- ・ 漁業許可の切り替えにあたっては、漁業者の漁獲実績や資源状況等を考慮して、制限措置の内容を見直すこととしており、令和8年7月から8月にかけて、県内の漁業協同組合および生産組合に対して許可申請を希望する漁業者についての調査を実施^{※1}したところ。
- ・ 調査の結果、許可申請を希望する漁船の数は下表のとおりとなった。

漁業種類	引縄釣漁業
現在の許可の定数	260
現在の許可数 (A)	250
希望調査結果 (B)	220
(B)-(A)	△30

※1 漁協または生産組合に未加入の者には希望調査を行っていない。これらの者で現在当該漁業許可を有しているのは25者。

2. 新たな制限措置の内容

- ・ 引縄釣漁業の制限措置については、下表のとおりとする。引縄釣漁業については、従来定数のない漁業であったが、昨年度、許可取得者の急増に対応するため、ビワマスの推定資源量を基に定数化したところである。その後、ビワマス資源の状況等に大きな変化が生じていないことから、新たな定数は現定数と同じ「260者以下」とする。

表 新たな制限措置の内容

漁業種類	船舶等の数 または漁業者の数	船舶の 総トン数	推進機関 の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む 者の資格
引縄釣漁業	<u>260者以下</u>	—	—	琵琶湖	12月1日 から翌年 9月30日 まで	滋賀県に 住所を 有する者

3. 許可の条件

—

4. 許可または起業の認可を申請すべき期間

- ・ 令和8年9月15日から令和8年10月15日までとする。

5. 許可の有効期間の満了日

- ・ 昨年度に定数化したところであるが、当面はビワマスの資源や遊漁の状況等を踏まえて、短期間で制限措置等を見直していくべきであると考えられるため、許可期間を通常の5年間から2年間に短縮し、満了日を令和10年10月31日とする。

滋賀県告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、滋賀県漁業調整規則（令和2年滋賀県規則第103号）第4条第1項第12号に規定する引縄釣漁業の制限措置および許可または起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定め、令和8年 月 日から施行する。

年 月 日

滋賀県知事 三日月 大造

1 制限措置

漁業種類	船舶等の数 または漁業 者の数	船舶の総ト ン数	推進機関の 馬力数	操 業 区 域	漁業時期	漁業を営 む者の資 格
引縄釣漁業	260 者以下	－	－	琵琶湖	12 月 1 日 から翌年 9 月 30 日 まで	滋賀県に 住所を有 する者

2 申請期間 令和8年9月15日から令和8年10月15日まで

引縄釣漁業の許可の基準

滋賀県漁業調整規則（令和2年滋賀県規則第103号。以下「規則」という。）第4条第12号に掲げる引縄釣漁業について、規則第11条第7項に規定する基準を次のとおり定める。

第1条 引縄釣漁業に係る許可または起業の認可（以下「許可等」という。）の申請が、許可等をすべき漁業者の数を超えた場合には、次のとおり優先順位に従って許可等をする者を定める。

（1）第1位 次のア、イのいずれにも該当する場合。

ア．当該漁業の許可を受けた者であって、引き続き当該漁業を営むために申請する場合。

イ．当該漁業の許可を受けた者であって、その許可の有効期間中、操業の実績がある者。

（2）第2位 次のア、イのいずれかに該当する場合。

ア．当該漁業の許可を受けた者の従事者であって、その許可の有効期間の満了日以降において、当該漁業を営むために申請する者。

イ．国または県の漁業研修制度を活用し、当該漁業の漁業者として自立を図ろうとする者。

（3）第3位 本条第1号および2号に該当しない者であって、当該漁業以外の漁業を1年間に90日以上営んでおり、操業の実績がある者。

（4）第4位 第1号から第3号のいずれにも該当しない者。

第2条 前条の規定において同順位となる者があった場合は、法第58条において読み替えて準用する同法42条第6項および規則第11条第6項の規定に基づき、公正な方法でくじを行い、許可等をする者を定めるものとする。

附則

この基準は、令和7年9月9日から施行する。

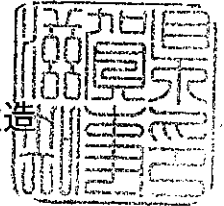
滋 水 第 739 号

令和8年(2026年)9月2日

琵琶湖海区漁業調整委員会

会 長 谷 口 孝 男 様

滋賀県知事 三日月 大造



あゆ沖すくい網漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項および滋賀県漁業調整規則（令和2年滋賀県規則第103号）第11条第3項の規定に基づき、あゆ沖すくい網漁業の許可の制限措置および許可または起業の認可を申請すべき期間について、貴委員会の意見を問います。

あゆ沖すくい網漁業の許可の制限措置の内容等について

あゆ沖すくい網漁業の許可の有効期間が令和8年12月31日をもって満了するため、新たな制限措置の内容、許可の条件、許可または起業の認可を申請すべき期間および許可の有効期間の満了日を定めたい。（うち委員会への諮問事項は、新たな制限措置の内容および許可または起業の認可を申請すべき期間。）

1. 許可の切り替えに向けて

- ・ 漁業許可の切り替えにあたっては、漁業者の漁獲実績や資源状況等を考慮して、制限措置の内容を見直すこととしており、令和8年7月から8月にかけて、県内の漁業協同組合および生産組合に対して許可申請を希望する漁船についての調査を実施※したところ。
- ・ 調査の結果、許可申請を希望する漁船の数は下表のとおりとなった。

漁業種類	あゆ沖すくい網漁業
現在の許可の定数	45
現在の許可数（A）	40
希望調査結果（B）	40
（B）-（A）	0

※漁協・生産組合に未加入の者には調査していないが、現在、当該漁業許可を有している者はない。

2. 新たな制限措置の内容

- ・ あゆ沖すくい網漁業の制限措置については、下表のとおりとする。なお、許可の定数については、従来から、希望調査の結果を基に、魚類資源の保護培養と新規漁業者の参入の促進の両立が図られる数としている。調査の結果が、現在の許可数と同数であったこと、加えて新規就業者の急増が見込まれる漁法ではないことから、新たな定数は現定数と同じ「45 隻以下」とする。

表 新たな制限措置の内容

漁業種類	船舶等の数 または漁業者の数	船舶の 総トン数	推進機関 の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む 者の資格
あゆ沖すくい網漁業	<u>45 隻以下</u>	5トン 以下	127 キロ ワット以下	琵琶湖	6月1日 から7月 31日まで	滋賀県に住 所を有する 者

3. 許可の条件

- ・ これまでと同様に「網の桁わくは、長径の内のりで3.5m以下でなければならない。」とする。

4. 許可または起業の認可を申請すべき期間

- ・ 令和8年9月15日から令和8年10月15日までとする。

5. 許可の有効期間の満了日

- ・ 令和13年12月31日までとする。

滋賀県告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、滋賀県漁業調整規則（令和2年滋賀県規則第103号）第4条第1項第2号に規定するあゆ沖すくい網漁業の制限措置および許可または起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定め、令和8年 月 日から施行する。

年 月 日

滋賀県知事 三日月 大造

1 制限措置

漁業種類	船舶等の数 または漁業 者の数	船舶の総ト ン数	推進機関の 馬力数	操 業 区 域	漁業時期	漁業を営 む者の資 格
あゆ沖すく い網漁業	45 隻以下	5 トン以下	127 キロワ ット以下	琵琶湖	6 月 1 日 から 7 月 31 日まで	滋賀県に 住所を有 する者

2 申請期間 令和8年9月15日から令和8年10月15日まで

あゆ沖すくい網漁業の許可の基準

滋賀県漁業調整規則(令和2年滋賀県規則第 103 号。以下「規則」という。))第4条第2号に掲げるあゆ沖すくい網漁業について、漁業法(昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。)第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 5 項および規則第 11 条第5項に規定する基準を次のとおり定める。

第1条 あゆ沖すくい網漁業に係る許可または起業の認可(以下「許可等」という。)の申請が、許可等をすべき船舶の数を超えた場合には、次の各号の優先順位に従って許可等をする者を定める。

- (1)当該漁業の許可を受けた者であって、その許可の有効期間の満了日以降において引き続き当該漁業を営むために申請する者。(第4号に該当する場合を除く。)
- (2)当該漁業の許可を受けた者の従事者であって、その許可の有効期間の満了後に従前の許可と同一の船舶を使用する権利を取得して漁業を営むために申請する者。(第4号に該当する場合を除く。)
- (3)上記2号に該当しない者であって、1年間に 90 日以上漁業を営んでいる者が申請する者。(第4号に該当する場合を除く。)
- (4)第 1 号から第3号までに該当する者であって、複数の船舶を用いて当該漁業を営むために新たに申請する者。
- (5)第1号から第4号まで以外の者。

第 2 条 前条の規定において同順位となる者があった場合は、法第 58 条において読み替えて準用する同法 42 条第 6 項および規則第 11 条第 6 項の規定に基づき、公正な方法でくじを行い、許可等をする者を定めるものとする。

附則

この基準は、令和3年 11 月 19 日から施行する。



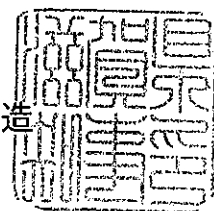
滋 水 第 740 号

令和8年(2026年)9月2日

琵琶湖海区漁業調整委員会

会 長 谷 口 孝 男 様

滋賀県知事 三日月 大造



漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項および滋賀県漁業調整規則（令和2年滋賀県規則第103号）第11条第3項の規定に基づき、えびたつべ漁業、かご漁業、竹筒漁業および延縄漁業の許可の制限措置、許可または起業の認可を申請すべき期間について、貴委員会の意見を問います。

随時許可漁業の許可の制限措置の内容等について

随時許可漁業（非定数漁業）の有効期間について、よし巻漁業、かご漁業、竹筒漁業および延縄漁業が令和8年11月30日をもって、えびたつべ漁業が令和8年12月31日をもって満了するため、新たな制限措置の内容、許可の条件、許可または起業の認可を申請すべき期間および許可の有効期間の満了日を定めたい。（うち委員会への諮問事項は、新たな制限措置の内容および許可または起業の認可を申請すべき期間。）

1. 新たな制限措置の内容

- ・ 各許可漁業の制限措置については、裏面表のとおりとする。なお、現在許可を受けている者がいない「よし巻漁業」については、新たな制限措置を定めない（申請を受け付けない）こととする。

2. 許可の条件

3. 許可または起業の認可を申請すべき期間

- ・ 令和8年9月15日から令和9年9月30日までとする。

4. 許可の有効期間の満了日

- ・ かご漁業、竹筒漁業および延縄漁業は令和13年11月30日とする。
- ・ えびたつべ漁業は令和13年12月31日とする。

表 新たな制限措置の内容

漁業種類	船舶等の数 または漁業 者の数	船舶の 総トン数	推進機関の 馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者 の資格
えびたつべ漁業 (動力漁船を使用するもの)	定数なし	5トン 以下	127 キロ ワット以下	県内全域	周年	滋賀県に住所 を有する者
えびたつべ漁業 (動力漁船を使用しないもの)	定数なし	—	—	県内全域	周年	滋賀県に住所 を有する者
かご漁業	定数なし	—	—	県内全域	周年	滋賀県に住所 を有する者
竹筒漁業	定数なし	—	—	県内全域	周年	滋賀県に住所 を有する者
延縄漁業	定数なし	—	—	県内全域	周年	滋賀県に住所 を有する者

滋賀県告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、滋賀県漁業調整規則（令和2年滋賀県規則第103号）第4条第1項第1号に規定するえびたつべ漁業、同項第9号に規定するかご漁業、同項第10号に規定する竹筒漁業および同項第11号に規定する延縄漁業の制限措置および許可または起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定め、令和 年 月 日から施行する。

年 月 日

滋賀県知事 三日月 大造

1 制限措置

漁業種類	船舶等の数 または漁業 者の数	船舶の総ト ン数	推進機関の 馬力数	操 業 区 域	漁業時期	漁業を営 む者の資 格
えびたつべ 漁業（動力 漁船を使用 するもの）	定数なし	5トン以下	127 キロワ ット以下	県内全域	周年	滋賀県に 住所を有 する者
えびたつべ 漁業（動力 漁船を使用 しないも の）	定数なし	－	－	県内全域	周年	滋賀県に 住所を有 する者
かご漁業	定数なし	－	－	県内全域	周年	滋賀県に 住所を有 する者
竹筒漁業	定数なし	－	－	県内全域	周年	滋賀県に 住所を有 する者
延縄漁業	定数なし	－	－	県内全域	周年	滋賀県に 住所を有 する者

2 申請期間 令和8年9月15日から令和9年9月30日まで

漁業の許可の有効期間

漁業の許可の有効期間は、それぞれ次に掲げる許可の満了する日までの期間となっている。

1 定数漁業（定数を定めており、申請期間が限定されている）

漁業種類	許可日の範囲	許可の満了日
引縄釣漁業	令和3年11月22日から令和8年10月31日までに許可するもの	令和8年10月31日
刺網漁業	令和3年11月22日から令和8年10月31日までに許可するもの	令和8年10月31日
あゆ沖すくい網漁業	令和4年1月1日から令和8年12月31日までに許可するもの	令和8年12月31日
追さで網漁業	令和4年1月1日から令和8年12月31日までに許可するもの	令和8年12月31日
手繰第3種漁業 （貝びき網漁業）	令和6年5月29日から令和9年6月30日までに許可するもの	令和9年6月30日
小型定置網漁業 （川えり漁業）	令和4年12月27日に許可したもの	令和9年12月31日
小型定置網漁業 （えり漁業）	令和5年3月30日に許可したもの	令和10年3月31日
やな漁業	令和8年1月27日に許可したもの	令和13年1月31日
手繰第1種漁業 （ごり沖びき網漁業）	令和8年7月1日から令和13年6月30日までに許可するもの	令和13年6月30日
手繰第1種漁業 （あゆ沖曳網漁業）	令和8年7月1日から令和13年6月30日までに許可するもの	令和13年6月30日
手繰第1種漁業 （その他沖びき網漁業）	令和8年7月1日から令和13年6月30日までに許可するもの	令和13年6月30日

2 随時許可漁業（定数を定めておらず、申請期間が限定されていない）

漁業種類	許可日の範囲	許可の満了日
よし巻漁業、かご漁業、 竹筒漁業、延縄漁業	令和3年12月1日から令和8年11月30日までに許可するもの	令和8年11月30日
えびたつべ漁業	令和4年1月1日から令和8年12月31日までに許可するもの	令和8年12月31日

○漁業法

(新規の許可又は起業の認可)

第四十二条 農林水産大臣は、許可（第三十九条第一項及び第四十五条の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）又は起業の認可（第四十五条の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該大臣許可漁業を営む者の数、当該大臣許可漁業に係る船舶の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数、操業区域、漁業時期、漁具の種類その他の農林水産省令で定める事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

2 前項の申請すべき期間は、三月を下ることができない。ただし、農林水産省令で定める緊急を要する特別の事情があるときは、この限りでない。

3 農林水産大臣は、第一項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。ただし、前項ただし書の農林水産省令で定める緊急を要する特別の事情があるときは、この限りでない。

4 第一項の申請すべき期間内に許可又は起業の認可を申請した者（次項において「申請者」という。）に対しては、農林水産大臣は、第四十条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。

5 前項の規定により許可又は起業の認可をすべき船舶の数が第一項の規定により公示した船舶の数を超える場合においては、前項の規定にかかわらず、申請者の生産性を勘案して許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

6 前項の規定により許可又は起業の認可をする者を定めることができないときは、公正な方法でくじを行い、許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

(許可の有効期間)

第四十六条 許可の有効期間は、漁業の種類ごとに五年を超えない範囲内において農林水産省令で定める期間とする。ただし、前条（第一号を除く。）の規定によつて許可をした場合は、従前の許可の残存期間とする。

2 農林水産大臣は、漁業調整のため必要な限度において、水産政策審議会の意見を聴いて、前項の期間より短い期間を定めることができる。

(都道府県知事による漁業の許可)

第五十七条 大臣許可漁業以外の漁業であつて農林水産省令又は規則で定めるものを営もうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の農林水産省令は、都道府県の区域を超えた広域的な見地から、農林水産大臣が漁業調整のため漁業者又はその使用する船舶等について制限措置を講ずる必要があると認め

る漁業について定めるものとする。

3 農林水産大臣は、第一項の農林水産省令を制定し、又は改廃しようとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。

4 第一項の規則は、都道府県知事が漁業調整のため漁業者又はその使用する船舶等について制限措置を講ずる必要があると認める漁業について定めるものとする。

5 都道府県知事は、第一項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

6 都道府県知事は、第一項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

7 農林水産大臣は、第一項の農林水産省令で定める漁業について、都道府県の区域を超えた広域的な見地から、次に掲げる事項を定めることができる。

一 当該漁業について都道府県知事が許可をすることができる船舶等の数

二 農林水産大臣があらかじめ指定した水域において都道府県知事が許可をすることができる船舶等の数

三 その他農林水産省令で定める事項

8 農林水産大臣は、前項の事項を定めようとするときは、関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。

9 都道府県知事は、第七項の規定により定められた事項に違反して第一項の許可をしてはならない。

(知事許可漁業の許可への準用)

第五十八条 第三十七条から第四十条まで、第四十一条第一項（第六号を除く。）及び第二項、第四十二条（第二項ただし書及び第三項ただし書を除く。）、第四十三条、第四十四条、第四十五条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第四十六条、第四十七条、第四十九条から第五十二条まで、第五十四条並びに第五十六条の規定は、前条第一項の農林水産省令又は規則で定める漁業（以下「知事許可漁業」という。）の許可について準用する。この場合において、これらの規定中「農林水産大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第三十七条中「同項」とあるのは「第五十七条第一項」と、第三十八条中「船舶」とあるのは「船舶等」と、「建造」とあるのは「建造又は製造」と、第四十一条第一項第五号中「船舶」とあるのは「船舶等」と、同条第二項中「水産政策審議会」とあるのは「関係海区漁業調整委員会」と、第四十二条第一項中「船舶の数」とあるのは「船舶等の数」と、「農林水産省令」とあるのは「規則」と、同条第二項本文中「三月を下ることができない」とあるのは「漁業の種類ごとに規則で定める期間とする」と、同条第三項本文中「水産政策審議会」とあるのは「関係海区漁業調整委員会」と、同条第五項中「船舶」とあるのは「船舶等」と、「申請者の生産性を勘案して」とあるのは「当該知事許可漁業の状況を勘案して、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従つて」と、第四十三条中「船舶の数」

とあるのは「船舶等の数」と、「船舶の規模」とあるのは「船舶等の規模」と、第四十六条第一項中「農林水産省令」とあるのは「規則」と、同条第二項中「水産政策審議会」とあるのは「関係海区漁業調整委員会」と、第四十七条及び第五十一条第一項中「農林水産省令」とあるのは「規則」と、第五十二条第一項中「、農林水産省令」とあるのは「、規則」と、「その他の農林水産省令」とあるのは「その他の農林水産省令又は規則」と、同条第二項中「農林水産省令」とあるのは「農林水産省令又は規則」と、第五十四条第二項中「次の各号のいずれかに該当することとなつた」とあるのは「漁業に関する法令の規定に違反した」と、第五十六条中「農林水産省令」とあるのは「規則」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

○滋賀県漁業調整規則

(知事による漁業の許可)

第4条 法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業のほか、次に掲げる漁業(第3号から第5号までおよび第9号から第11号までに掲げる漁業にあっては、組合員行使権者が営む当該漁業を除く。)を営もうとする者は、同項の規定に基づき、知事の許可を受けなければならない。

- (1) えびたつべ漁業(えびたつべにより行う漁業をいう。以下同じ。)
- (2) あゆ沖すくい網漁業(あゆ沖すくい網により行う漁業をいう。以下同じ。)
- (3) 刺網漁業(刺網により行う漁業をいう。以下同じ。)
- (4) 小型定置網漁業(小型定置網(えりおよび落網を含む。別表第3において同じ。)により行う漁業をいう。第53条第1項において同じ。)
- (5) やな漁業(やな(うなぎやなおよび伏網を含む。)により行う漁業をいう。第53条第1項において同じ。)
- (6) 地びき網漁業(地びき網により行う漁業をいう。)
- (7) 追さで網漁業(追さで網により行う漁業をいう。)
- (8) よし巻漁業(よしを巻いて行う漁業をいう。)
- (9) かご漁業(かご(もんどり、たつべ(えびたつべを除く。)およびうえを含む。以下同じ。))により行う漁業をいう。)
- (10) 竹筒漁業(竹筒により行う漁業をいう。別表第3において同じ。)
- (11) 延縄漁業(延縄により行う漁業をいう。)
- (12) 引縄釣漁業(引縄釣により行う漁業をいう。)

2 前項の許可は、法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業または前項第1号から第3号までに掲げる漁業(動力漁船を使用するものに限る。第8条第1項において同じ。)にあっては当該漁業ごとおよび船舶ごとに、その他の漁業(前項第1項から第3号までに掲げる漁業にあっては、動力漁船を使用するものを除く。第8条第1項において同じ。)にあっては当該漁業ごとに受けなければならない。

(新規の許可または起業の認可)

第11条 知事は、許可(第7条第1項および第14条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。)または起業の認可(第14条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。)をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数およびその操業の実態その他の事情を勘案して、次に掲げる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容および許可または起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

- (1) 漁業種類(知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法により

区分したものをいう。以下同じ。)

(2) 許可または起業の認可をすべき船舶等の数および船舶の総トン数または漁業者の数

(3) 推進機関の馬力数

(4) 操業区域

(5) 漁業時期

(6) 漁業を営む者の資格

2 前項の申請すべき期間は、1月を下らない範囲内において漁業の種類ごとに知事が定める期間とする。ただし、1月以上の申請期間を定めて同項の規定による公示をするとすれば当該漁業の操業の時機を失し、当該漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる事情があるときは、この限りでない。

3 知事は、第1項の規定により公示する制限措置の内容および申請すべき期間を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

4 第1項の申請すべき期間内に許可または起業の認可を申請した者に対しては、知事は、第9条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可または起業の認可をしなければならない。

5 前項の規定により許可または起業の認可をすべき船舶等の数が第1項の規定により公示した船舶等の数を超える場合においては、前項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可または起業の認可をする者を定めるものとする。

6 前項の規定により許可または起業の認可をする者を定めることができないときは、公正な方法でくじを行い、許可または起業の認可をする者を定めるものとする。

7 第4項の規定により許可または起業の認可をすべき漁業者の数が第1項の規定により公示した漁業者の数を超える場合においては、第4項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可または起業の認可をする者を定めるものとする。

8 許可または起業の認可の申請をした者が当該申請をした後に死亡し、または合併により解散し、もしくは分割(当該申請に係る権利および義務の全部を承継させるものに限る。)をしたときは、その相続人(相続人が2人以上ある場合において、その協議により当該申請をした者の地位を承継すべき者を定めたときは、その者)、当該合併後存続する法人もしくは当該合併によって成立した法人または当該分割によって当該権利および義務の全部を承継した法人は、当該許可または起業の認可の申請をした者の地位を承継する。

9 前項の規定により許可または起業の認可の申請をした者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を添え、承継の日から2月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

(許可の有効期間)

第 15 条 許可の有効期間は、5 年とする。ただし、前条第 1 項（第 1 号を除く。）の規定によって許可した場合は、従前の許可の残存期間とする。

2 知事は、漁業調整のため必要な限度において、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、前項の期間より短い期間を定めることができる。